

PHG 旅行株式会社募集型企画旅行条件書（国内旅行）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、PHG 旅行株式会社（東京都港区西麻布 1-2-7、観光庁長官登録旅行業第2096号 以下、「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・ホームページ（以下、「パンフレット等」といいます）、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下、「当社約款」といいます）等によりします。当社約款は当社ホームページ（<https://travel.premierhotel-group.com/pdf/yakkan.pdf>）にてご覧いただくことができます。尚、当社は国土交通省が定める標準旅行業約款を採用しております。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊、その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につきパンフレット等に記載の申込金又は旅行代金の20%以上旅行代金全額までの申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料・違約料それぞれの一部として取り扱います。但し、次の場合は、旅行代金の20%を超える金額を申込金として収受することがあります。①当社が取引条件説明書面にて申込金の使途を表示する場合 ②その他お客様が希望した場合 ※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによりします。
- 当社は電話、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点で成立しております。当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金をお支払いいただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただく場合があります。

4. 団体・グループ契約

- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

5. 申込条件

- お申込み時点で20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。改めて当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要とされる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合もあります。これに際して、お客様の状態および必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、または書面でそれらを申し出いただくことがあります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合、または 渡航先国へ入国できるかどうか不安がある場合には旅行契約のお申込みをお断り、または 旅行契約を解除させていただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかわる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げる恐れがある当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他、当社らの業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- 第3項（1）および（2）の電話によるお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受領をしたときに成立いたします。
- 第3項（2）の郵便およびファクシミリその他の通信手段による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出した時に成立いたします。
- 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- 当社は、(1)(2)の規定にかかわらず、書面等による特約をもって申込金の支払いを受けることなく、当社が申込を承諾した旨の通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立いたします。当社が承諾の旨の通知を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様事情により通知を確認できなかった場合であっても契約成立となります。

7. 契約書面のお渡し

- 当社は旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および

当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、パンフレット、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。

- 当社はお客様に、受付時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、インターネットでのご案内を含みます。また、お渡し前であっても、お問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。
- 当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

8. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

9. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

10. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります）、宿泊費、食料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
 - 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
 - パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
- 上記（1）～（3）についてはお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。

11. 旅行代金に含まれないもの

第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
- クーリング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 旅行行程中の「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- 1人部屋を使用される場合の追加代金
- 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（入場料金、食料金、交通費等）
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

12. 追加代金および割引代金

第10項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます（あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます）。

- 1人部屋を使用される場合の追加代金（大人・子供一律1名様）
- ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- 「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
- ホテルの宿泊延長のための追加代金
- その他、パンフレット等において「○○（追加）代金」と称するもの

13. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

14. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額・変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。
- 契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第13項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにこれらを支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更する場合があります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更する場合があります。

15. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位をお客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入のうえ1人あたり1万円（税込）の手数料及び発生した実費をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
- 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受領したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

16. 旅行契約の解除・払い戻し

- 旅行開始前
 - お客様がご出発前
 - お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はおお客様自身でも必ずご確認をお願いいたします）
 - お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - 第13項に基づき、契約内容が変更されたとき
 - 第14項（1）に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きいとき
 - 当社がお客様に対し、第7項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき
 - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき

当社は本項〔1〕①ア、イにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賚えられないときは、その差額を申受けます。

■A：取消料

旅行契約の解除日 (旅行開始日の前日から起算して遡って)	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行
20日前以降	旅行代金の20%	無料
10日前以降	旅行代金の20%	旅行代金の20%
7日前以降	旅行代金の30%	旅行代金の30%
前日	旅行代金の40%	旅行代金の40%
当日	旅行代金の50%	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の全額	旅行代金の全額

■B：宿泊のみのコースの取消料

旅行契約の解除日 (旅行開始日の前日から起算して遡って)	取消料
3日前以降	旅行代金の20%
当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の全額

※10名以下の規定となります

②当社の解除権

- ア お客様が第8項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項〔1〕取消料に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ 次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。
- ア お客様が当社のあらかじめ明示した年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、当該旅行に耐えられなくなり認められるとき。
- c お客様が他のおお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- d お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、特定期日に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をおお客様に通知します。
- f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- h お客様が第5項(11)から(13)までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- ウ 当社は本項〔1〕②アにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。

(2) 旅行開始後

①お客様の解除・払い戻し

- ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をおお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

②当社の解除・払い戻し

- ア 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はおお客様に理由を説明して、旅行契約の部または一部を解除することがあります。
- ア お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられなくなり認められるとき。
- b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者または他の旅行者に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令とその他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であった旅行の継続が不可能になったとき。
- d お客様が第5項(11)から(13)までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- イ 解除の効果および払い戻し 本項〔(2)②ア〕に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ 本項〔(2)②ア〕のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ 当社が本項〔(2)②ア〕の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とおお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3) 旅行代金の払い戻しの期間

当社は、第14項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

- (4) 本項(3)の規程は、第22項または第24項で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 旅程管理

- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がおお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。
- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができなくなりおそれがあるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずのよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。

など、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

(3) 保護措置

当社は、旅行中のおお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただく時は、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

19. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り)
- (2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地手配会社)をいいます。
- (3) 当社の責任の範囲は、当社または上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- (4) 当社としては、国内旅行保険のご加入を強くお勧めします。
- (5) お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
- ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
- エ 自由行動中の事故
- オ 食中毒
- カ 盗難・詐欺等の犯罪行為
- キ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。
- ケ その他、当社の関与し得ない事由
- (6) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

20. 特別補償

- (1) 当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被ったとき、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病その他、募集型企画旅行に含まれない場合、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽運動機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれるときは、この限りではありません。
- (3) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

21. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はおお客様から損害の賠償を申し受けません。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。
- (3) お客様は、旅行開始後においてパンフレット等に記載した旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者等に申出なければなりません。

22. 情報提供

当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②を除く)、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。ただし、当該変更事項について当社第21項(1)に基づく責任を負うことが明らかでない場合にはこの限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
- ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
- イ 戦乱
- ウ 暴動
- エ 官公署の命令
- オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供
- キ 旅行参加者の生命または身体を安全確保のために必要な措置
- ②第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金の15%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が1,000円未満であるときは当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第20項が発生すること明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければならないとします。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が

支払うべき損害補償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。

- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	変更保証金額＝ 1件につき下記の率 × お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の 前日までにお客様 に通知した場合	旅行開始日 以降にお客様に 通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面の宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：最終旅行日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注3：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4：⑦の宿泊機関等の等級は、旅行契約締結時で当該方面のパンフレット等に記載しているリスト又は当社の営業所もしくは当社のウェブサイトで見聞に供しているリストによります。

注5：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。

注6：⑨に掲げる変更は、①から⑧までの率を適用せず、⑨によります。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年11月1日を基準としています。また旅行代金は、パンフレット等に明示した日を基準としています。

25. 通信契約の旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下、「提携会社」といいます）のカード会員（以下、「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取送料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約（以下、「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾した時に成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取送料等の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。但し、第17項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日及び方法により当該費用等をお支払いいたします。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅行契約の締結をお断り又は旅行契約を解除することがあります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜を図るため土産物店等にご案内をすることがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。

お客様へ『ご案内とご注意』

《特別な配慮を必要とされるお客様へ》

●お体の不自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などはご旅行のお申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲で応じます。また、診断書の提出や介護者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合もございます。その他、当社の業務上の都合によりご参加をお断りさせていただく場合もあります。

《国内旅行保険について》

●ご旅行中の病気や事故、盗難などに備え、国内旅行保険に加入されること強くをお勧めいたします。

《ご旅行をお楽しみいただくために》

●ご旅行中に提供された旅行サービスがパンフレット等に記載の内容とは異なると認識された場合はご旅行中に速やかに申し出ください。旅行終了後のお申し出の場合では対応しかねる場合もございます。

●悪天候、天災地変、交通機関の遅延・不通・スケジュールの変更・ストライキ・経路変更等による旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮および観光地の変更・削除などが生じる場合があります。このような当社の関与しえない事由の場合当社は免責となりその責任は負いかねますが、当初予定する日程に従った旅行サービスが提供できるよう手配努力します。その場合、現地にて追加手配した交通費・宿泊費等はお客様のご負担となります。